

令和元年12月第3回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和元年11月29日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事)	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	江 澤 利 典
会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代
教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第15号

提案理由の説明

日程第4 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

おはようございます。本日、令和元年12月第3回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は議案15件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の付託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、令和元年12月第3回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、角 麻子議員、小澤孝延議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○小菅耕二君

令和元年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告します。

12月定例会に上程される案件は、議案15件であります。

次に、一般質問の通告が、個人17人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を、本日から12月20日までの22日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月20日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は22日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第15号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに令和元年12月第3回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、ご報告させていただきます。

まず、去る11月7日に、学校法人千葉工業大学と包括的な連携に関する協定を締結いたしました。この協定の趣旨は、広範囲な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と、人材の育成を目的とするもので、まちづくり、人材育成、教育、文化、情報通信技術の活用などの事項について連携するものでございます。

千葉工業大学は、惑星探査のほか、未来ロボット技術、人工知能など、機械工学や情報通信システムなどに精通した多くの学生を擁しています。

一方、本市では、今後の教育の方向性として、情報通信技術を重点に、ICTの分野に強い子どもたちを育てる、先進的な教育を進めて人材育成と学力向上につなげていきたいと考えているところでございます。

この協定により、千葉工業大学及び学生の持つ経験や知識と卓越した情報通信技術の能力を本市児童・生徒の教育につなぐことができれば、大変有意義なものになると考えております。

次に、去る11月17日に開催いたしました令和元年度第42回八街市産業まつりについてでございます。

今年は、台風15号の襲来などの影響により、農産物に大きな被害が発生したことから、農産物共進会は中止となりましたが、産業まつり当日は天候にも恵まれ、市内外から多くの来場者にお越しいただきました。産業まつり実行委員会を中心に、多くの団体、関係者の皆様のご協力によりまして、大変賑わいのある産業まつりの開催ができましたことを、心から御礼申し上げます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、指定管理者の指定1件、専決処分の承認を求める案件1件、条例の制定2件、条例の一部改正6件、令和元年度八街市一般会計補正予算、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算、令和元年度八街市水道事業会計補正予算の、合計15議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、指定管理者の指定についてでございます。

これは、八街市障がい者就労支援事業所の指定管理者として、社会福祉法人光明会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、令和元年10月25日の豪雨による災害復旧に関する予算の補正を行うにあたり、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、その勤務条件等を規定するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、千葉県の最低賃金の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第6号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、性的少数者に配慮するため、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第7号は、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯に関する規定を追加するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第8号は、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

これは、下水道事業について、地方公営企業法を一部適用し、官公庁会計から企業会計方式へ移行するにあたり新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第9号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に3億1千240万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2899万623千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金として子ども・子育て支援臨時交付金257万3千円

の増、国庫支出金として文教施設災害復旧費負担金、子どものための教育・保育給付交付金や、子育てのための施設等利用給付交付金などの増額により、1千943万5千円の増。

県支出金として、経営体育成支援事業補助金の計上、子どものための教育・保育給付交付金や、子育てのための施設等利用給付交付金の増額などにより、774万5千円の増。

寄附金として、やちまた応援寄附金の収入増見込みにより、422万円の増。

諸収入として、交付金額の確定に伴う市町村振興宝くじ交付金、未熟児養育医療費負担金の収入見込額の増により、85万6千円の増。

市債につきましては、学校給食センター受水槽改修に伴う教育債や災害復旧事業債の増により、4千520万円の増となっております。

歳出につきましては、議会費として、給与の改正により、41万7千円の増。

総務費として、市税徴収事務経費の計上、給与の改正などにより、5千362万円の増。

民生費として、私立認定こども園に対する負担金支出見込額の増額計上、生活保護費や障害者医療費などの国庫支出金前年度清算金の計上、給与の改正などにより、1億6千197万7千円の増。

衛生費として、未熟児養育医療費の増額計上及び給与の改正などにより、350万2千円の減。

農林水産業費として、パイプハウス等の農業用設備を購入に対する補助金の計上、給与の改正などにより、440万3千円の増。

商工費として、給与の改正などにより、152万7千円の減。

土木費として、市営住宅長谷団地及び九十九路団地の修繕費の計上、給与の改正などにより、989万8千円の増。

消防費として、佐倉市八街市酒々井町消防組合八街南部出張所の建て替えに伴う用地購入費の増額計上、給与の改正などにより、151万9千円の増。

教育費として、私立幼稚園に対する負担金支出見込額の増に伴う増額計上や給食センター受水槽改修工事費の計上、給与の改正などにより、6千198万4千円の増。

災害復旧費として、台風15号で被害を受けた公共施設の復旧工事費の計上により、2千361万5千円の増となっております。

繰越明許費につきましては、住宅施設整備事業費、調理場維持管理費について、事業が本年度内に完了が見込めないため、設定するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、業務委託等に関するもの53件、物品等の賃借に関するもの5件、印刷業務に関するもの2件、その他2件の追加をするものでございます。

議案第10号は、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、業務委託に関するもの1件の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第11号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、業務委託に関するもの1件、物品の購入に関するもの1件の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第12号は、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に512万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5千987万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金533万3千円の増、繰越金49万5千円の増、市債70万円の減。歳出につきましては、消費税納付予定額の増額計上など、512万8千円の増となっております。また、業務委託に関するもの3件について、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第13号は、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に17万2千円を追加し、総額を12億2千816万1千円とするものでございます。

収益的支出につきましては既定の予算から29万2千円を減額し、総額を10億6千192万8千円とするものでございます。

また、業務委託に関するもの3件、その他2件については、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第14号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、今年度の人事院勧告をかんがみ、職員の給与を適正水準に保つため、給与等の引上げ及び勤勉手当の見直しなどを行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第15号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、勤務時間、休暇等について、規則への委任を規定する必要があるため、所用の改正をしようとするものでございます。

以上、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木広美君）

続きまして、日程第4、休会の件を議題とします。

明日、30日から12月3日までの4日間を、休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日30日から12月3日までの4日間は休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月4日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。



議員の皆様に申し上げます。12月10日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は12月5日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるようお願いいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時20分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
  2. 会期の決定
  3. 議案の上程  
議案第1号から議案第15号  
提案理由の説明
  4. 休会の件
- .....

議案第1号 指定管理者の指定について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第9号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について